

芳明小学校『いじめ防止基本方針』

令和6年9月1日改定

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

本校では、上記の考え方のもと、全ての職員が、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」「いじめは決して許されない。」という基本認識にたち、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」を的確に行うことが必要である。児童がいじめを行わないことのみならず、いじめを助長したり傍観したりすることがないように、学校教育活動全体を通して、心豊かな子どもの育成に努め、学校教育目標「心豊かで、たくましく生きる子どもを育てる」の達成に向けて全職員で取り組んでいきたい。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全教職員が以下に示すいじめの基本認識をしっかりともち、芳明小学校の目指す子ども像である「心豊かで、たくましく生きる子ども」を育てることを前提に『いじめ防止基本方針』を定める。

【いじめの基本認識】（文部科学省 HP より）

- ◎ 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと
- ◎ いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと
- ◎ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること
- ◎ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- ◎ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

【本校の具体的な取り組み】

I いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

○人権教育の充実

・全教育活動を通じた人権教育の推進を芳明小人権推進全体計画のもと実施し、いじめのない誰もが楽しいと思える学校づくりを推進する。

○道徳教育の充実

・道徳の授業を充実させることで、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。

・いじめを「しない」「許さない」という心を育てる。

・子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を振り返り、いじめを抑止する。

○体験教育の充実

- ・子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。

○コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や他者と関わる生活体験や社会体験を取り入れる。
- ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

○保護者や地域の方への働きかけ

- ・授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や話し合いを行い、ネットいじめの予防を図る。

Ⅱ いじめの早期発見について ～小さな変化に対する敏感な気づき～

○日々の観察

- ・「心の健康観察」や「心の記録」(アンケート)の定期的な実施により、子どもの状態の把握に努める。
- ・教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・管理職・養護教諭・支援員・スクールカウンセラーなどが授業や普段の生活等での子どもの様子を担任と共有することで、児童理解を深める。
- ・学年団で担任同士が「報・連・相」に努め、対応・対処について学校全体で取り組むようにする。

○教育相談の実施

- ・教職員と子どもたちの信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。
- ・スクールカウンセラーと情報を共有し、専門的な立場から助言してもらう。

○いじめ実態調査アンケート

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、年間2回実施する。(6月・11月)
- ・実施にあたっては、生活アンケートの中に含めて調査し、実態の早期発見に努める。

Ⅲ いじめへの対応について ～迅速かつ組織的に対応～

○正確な実態把握

- ・当事者双方や周りの子どもからの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
- ・関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
- ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。

○指導体制、方針決定

- ・教職員間で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・問題を把握したら管理職を中心に組織で対応する。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。

○子どもへの指導・支援

- ・いじめられた子どもの保護に努め、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。

○保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。

○いじめ指導後の対応

- ・定期的に児童・保護者への状況確認を行い、必要な対応をその都度検討する。
- ・心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

○全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修、指導援助の在り方に関する研修を実施する。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。

IV 組織

○ 生徒指導・特別支援・いじめ防止対策委員会

- ① 開催時期 毎月1回
- ② 構成メンバー 校長、教頭、教務、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、各学年から生徒指導部、養護教諭、（状況に応じて、スクールカウンセラー、関係機関）
- ③ 委員会の主旨
月1回、児童の現状把握や指導状況の確認を行うとともに、いじめの未然防止や早期発見に向けた総合的な協議等を行う。なお、協議内容の詳細については、別途要項を定める。

○ 緊急いじめ対策委員会

- ① 開催時期 いじめによる重大事案(※)が発生したと疑われたとき

※ 重大事案の意味 「いじめ防止対策推進法」より

a 「生命、心身または財産」に重大な被害が生じた疑い

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合等を想定

b 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

〔年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは迅速に調査に着手〕

- ※ 児童や保護者からいじめがあるという申し立てがあったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、報告・対応を適切に行う。

- ② 構成メンバー 校長、教頭、教務、担任、学年主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、人権担当、養護教諭、スクールカウンセラーや、関係機関等(必要に応じて)

○校内体制

